

令和元年10月18日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

温水洗浄便座に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
（うち温水洗浄便座1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 16件
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち照明器具1件、自転車7件、電動アシスト自転車4件、
エアコン（室外機）2件、ACアダプター（携帯電話機用）1件、
電子レンジ1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定して
いる案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

東陶機器株式会社（現 TOTO株式会社）が製造した温水洗浄便座について
 （管理番号：A201900607）

①事象について

東陶機器株式会社（現 TOTO株式会社（法人番号：1290801002603））が製造した温水洗浄便座を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、コントローラー基板上の温水ヒーター用コネクタ接続部にメッキ不良があり、使用中の熱衝撃及び振動によりメッキが剥がれてコネクタ部分が接触不良となり発熱し、その影響により、コントローラー基板上のはんだ付け部にはんだクラックが生じ、絶縁不良となり、異極間でスパークし、焼損したものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2007年（平成19年）4月16日にウェブサイトへの情報掲載、翌17日に新聞社告を行うとともに、ダイレクトメールの送付、同社製品全般の修理の際に修理会社を通じて注意喚起を行うなど、対象製品について無償点検及び改修（コントローラと熱交換器の交換）を実施しています。

③対象製品：製品名、製品番号、製造番号、製造期間、対象台数

製品名	製品番号	製造番号		製造期間	対象台数
温水洗浄便座 一体形便器	TCF975***	4S93*****	4S08*****	1999年3月 ～ 2001年12月	180,559
	TCF970***	4S94*****	4S09*****		
	TCF965***	4S95*****	4S0X*****		
	TCF960***	4S96*****	4S0Y*****		
	TCF945***	4S97*****	4S0Z*****		
	TCF940***	4S98*****	4S11*****		
	TCF910***	4S99*****	4S12*****		
		4S9X*****	4S13*****		
		4S9Y*****	4S14*****		
		4S9Z*****	4S15*****		
		4S01*****	4S16*****		
		4S02*****	4S17*****		
		4S03*****	4S18*****		
		4S04*****	4S19*****		
		4S05*****	4S1X*****		
		4S06*****	4S1Y*****		
		4S07*****	4S1Z*****		

（注）製品番号の「***」には無表記又はアルファベットが表記されています。
 製造番号の「*****」にはアルファベットと数字が表記されています。

2007年（平成19年）4月16日からリコール（無償点検・改修）を実施
 改修率：80.5%（2019年9月30日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

当該事故（管理番号：A201900607）発生前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	0	—	2014年度	1	火災
2018年度	1	火災	2013年度	2	火災
2017年度	1 1	火災 火災・軽傷	2012年度	1	火災
2016年度	3	火災	2011年度	1	火災
2015年度	0	—	2010年度	0	—

＜対象製品の外観及び確認方法＞

1) 対象製品の外観



正面写真



手洗無し



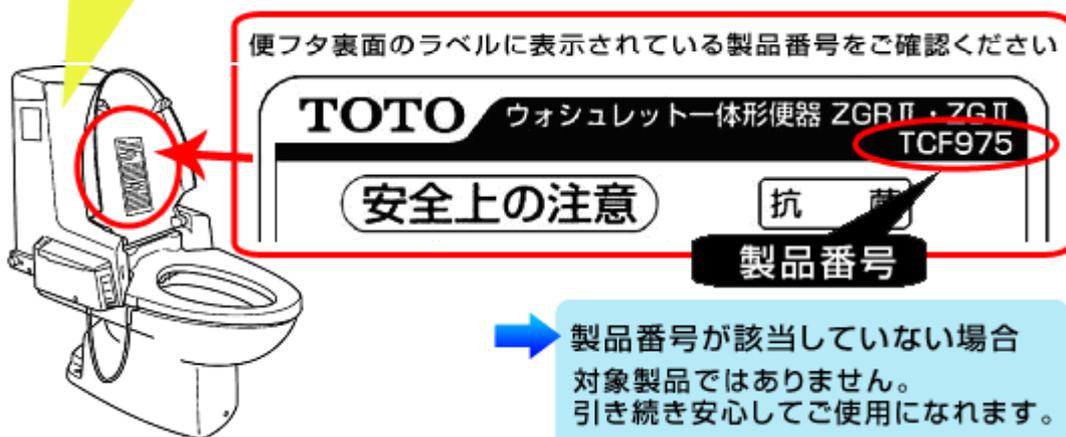
手洗付き

2) 対象製品の確認方法

・製品番号の確認

まず、便フタ裏面のラベルに表示されている「製品番号」を御確認ください。

本製品はタンクの部分がプラスチックで出来ています。



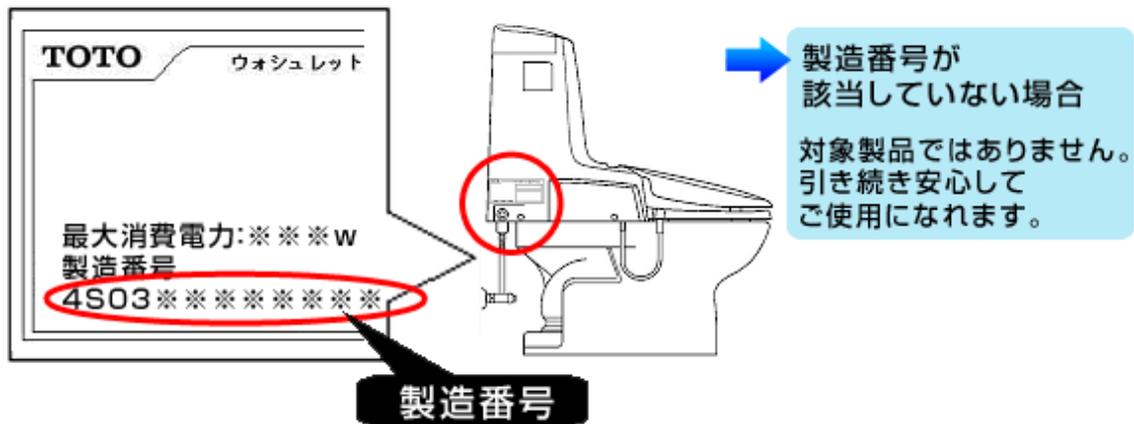
製品番号が該当していない場合
対象製品ではありません。
引き続き安心してご使用になれます。

・製造番号の確認

「製品番号」が該当していた場合は、次に「製造番号」を御確認ください。

「製品番号」及び「製造番号」の両方で該当したものが対象製品です。

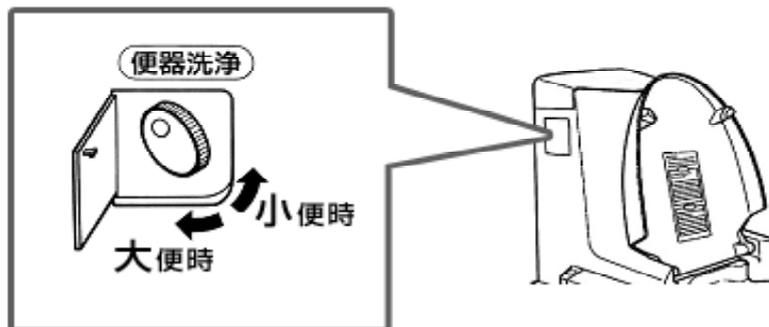
製造番号の先頭(左から)4桁の数字を確認して下さい。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちにコンセントプラグを抜き、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

なお、リモコン便器洗浄タイプの製品については、コンセントプラグを抜いても下図のように手動で使用できます。



【問合せ先】

TOTO株式会社

電話番号：0120(10)7296（携帯電話・PHS可）

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・夏期休暇・年末年始を除く。）

ウェブサイト：<https://jp.toto.com/News/info/2007w196z/index.htm>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、田代

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900607	令和元年10月2日	令和元年10月15日	温水洗浄便座	TCF975	東陶機器株式会社 (現 TOTO株式会社)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、コントローラー基板上の温水ヒーター用コネクタ接続部にメッキ不良があり、使用中の熱衝撃及び振動によりメッキが剥がれてコネクタ一部分が接触不良となり発熱し、その影響により、コントローラー基板の上のはんだ付け部にはんだクラックが生じ、絶縁不良となり、異極間でスパークし、焼損したものと考えられる。	岡山県	平成19年4月16日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率: 80.5%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900608	令和元年9月16日	令和元年10月15日	照明器具	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月9日
A201900609	平成25年4月19日	令和元年10月15日	自転車	重傷1名	子供(12歳)が当該製品で走行中、転倒し、右肘を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成25年5月13日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900610	平成23年8月26日	令和元年10月15日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪が滑り、転倒、左腕を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年10月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900611	平成25年5月1日	令和元年10月15日	自転車	重傷1名	子供(12歳)が当該製品で走行中、スタンドが下がり、地面に接触し、転倒、右肘を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成25年5月13日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900612	平成26年8月25日	令和元年10月16日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、右ハンドルグリップが外れ、転倒、胸部を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成26年11月13日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900613	平成26年9月20日	令和元年10月16日	自転車	重傷1名	子供(12歳)が当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	佐賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成26年10月23日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900614	平成26年5月26日	令和元年10月16日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品 事故として認識した のは平成26年9月 26日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 嚴重注意
A201900615	平成23年4月28日	令和元年10月16日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、転倒し、負傷した。当該 製品に起因するの、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品 事故として認識した のは平成23年5月 12日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 嚴重注意
A201900616	平成23年10月8日	令和元年10月16日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、サドルが動き、転倒、負傷した。当該製品の 使用状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品 事故として認識した のは平成23年11月 8日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 嚴重注意
A201900617	平成23年4月30日	令和元年10月16日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。当該製品 に起因するの、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品 事故として認識した のは平成23年5月 12日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 嚴重注意
A201900618	平成23年7月2日	令和元年10月16日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、左足を負傷した。 当該製品に起因するの、他の要因かも含め、現在、原因を調 査中。	不明	事業者が重大製品 事故として認識した のは平成23年7月 13日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 嚴重注意
A201900619	平成25年5月16日	令和元年10月16日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。当該製品 に起因するの、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品 事故として認識した のは平成25年5月 28日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900620	令和元年9月21日	令和元年10月16日	エアコン(室外機)	火災	異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	製造から10年以上経過した製品
A201900621	令和元年10月3日	令和元年10月16日	ACアダプター(携帯電話機用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	令和元年10月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900622	令和元年9月11日	令和元年10月16日	エアコン(室外機)	火災	集会所で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から15年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月4日
A201900623	令和元年9月28日	令和元年10月16日	電子レンジ	火災	当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし